

24 監査公表第7号

地方自治法第199条第2項の規定により行政監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

平成24年5月17日

福岡市監査委員	おばた 久 弥
同	川 辺 敦 子
同	石 井 幸 充
同	大 松 健

行政監査の結果に関する報告及び意見の提出について

地方自治法第199条第2項の規定により行政監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を提出するとともに、同条第10項の規定により意見を提出する。

目 次

【監査結果報告】	1
第1 監査のテーマ	1
第2 テーマの選定理由	1
第3 監査対象（所管局等）	1
第4 監査の期間	1
第5 監査の主な着眼点	1
第6 監査の方法及び実施対象	2
1 監査の方法	2
2 監査の対象施設の抽出	2
第7 指定管理者制度に係る概要	5
1 指定管理者制度の創設の目的	5
2 本市における指定管理者制度導入の経緯	5
3 指定管理者の選定について	6
4 制度運用の流れ	7
第8 監査結果	8
1 指定管理者の選定	8
2 業務内容の明確化	9
3 業務の進行管理	12
4 業務実績の評価	12
【監査委員の意見】	15
【資料】 指定管理者が管理している施設の概況	17

【監査結果報告】

第1 監査のテーマ

指定管理者に対する指導監督体制について

第2 テーマの選定理由

平成15年の地方自治法の改正により指定管理者制度が本格的に導入された平成18年度から5年が経過した。現在、本市の372施設が68の指定管理者によって管理されており（【資料】参照）、2巡目の指定期間を迎えた施設もある。指定管理されている施設は、市民が利用する施設であり、その管理運営について市民の関心も高いことが市長へのメッセージ等で意見が寄せられていることから伺える。

本制度は、市民が安心して公の施設を利用するために極めて重要な役割を担っているにもかかわらず、5年間における延べ65の指定管理者について行った定期監査の結果をみると、市と指定管理者とで結んでいる協定書が遵守されていなかった実態や協定書の不備等の問題が生じていたことが判明している。

こうした状況を踏まえて、指定管理者制度が導入された目的の一つである施設利用者に対するサービスの向上の視点を踏まえ、指定管理者の選定から管理運営の実情等を把握することにより、今後の運営に寄与することを目的として行政監査を実施するものである。

第3 監査対象

総務企画局

指定管理者を選定している所管局（抽出）

指定管理者を指導監督している所管局（抽出）

指定管理者等の関係人

第4 監査の期間

平成23年7月から平成24年3月まで

第5 監査の主な着眼点

指定管理者制度は、経済の停滞や国・地方自治体の厳しい財政状況を背景として、従来、直営又は公共的団体が実施していた各種公共施設の管理運営について広く民間事業者の知恵や経験等ノウハウの活用により経費の縮減とともにサービスの維持向上を目的として導入されたものである。施策としては、いまだ未成熟な途上の制度であることに照らし、制度全体を通じた検証を行うこととし、指定管理者の決定が客観的に行われているか、行政と指定管理者の密接な連携の下での的確な役割分担が行われているか、施設利用者へのサービス提供の向上が図られているか等を考慮し、次の視点で考察する。

1 指定管理者の選定

【指定管理者の決定基準における公正・公平性の確保】

指定管理業務の主体となる指定管理者の決定においては、広く事業者を募り、客観的な選考の考え方及び方法等について、公正・公平性が不可欠であり、これを前提とし最も相応しい指定管理者の決定が確保されるべきである。

2 業務内容の明確化

【行政と指定管理者の役割分担（業務内容）の明確化等】

指定管理者が担う業務内容は、広範なノウハウの活用に最大限配慮しつつ可能な限り具体的かつ客観的な内容となることが望ましい。役割分担に併せて費用負担等についての対応も同様である。

なお、緊急対応等非常時の対応についても予め想定される内容を定める必要がある。

3 業務の進行管理

【業務進行状況の的確な把握と必要な指導・助言等】

指定管理業務の進行管理は、利用者へのサービス提供の実態把握に欠かせない要素であるため、定期的又は必要に応じ随時実施すべきであり、その結果を踏まえた必要な指導・助言は、良好な指定管理業務の遂行に不可欠なものである。

4 業務実績の評価

【評価の基準・方法の客観性】

指定管理者によって提供されるサービスは、本制度の導入目的に照らし極めて重要なことから、業務を評価するにあたっては評価の内容・手法等に客観性が確保されるとともに、その実施については、定期的な実施に加え随時に実施されることが求められる。

第6 監査の方法及び実施対象

1 監査の方法

監査にあたっては、事業実施状況等を担当職員及び民間事業者を中心とした関係人から聴取するとともに、関係書類の調査を行った。また、必要に応じ現地調査やアンケート調査を行った。

2 監査の対象施設の抽出

平成23年4月1日現在、指定管理者制度を導入している公の施設、372施設の中から、公募・非公募別に、以下の考え方で、監査の対象施設を抽出した。

なお、協定毎に対象施設を抽出しており、1協定で数施設について協定を結んでいるものもあり、監査対象は15所管課と23指定管理者(延べ数)である。

(1) 公募により指定管理者を選定した施設

【抽出の考え方】

- ア 指定期間が2巡目となり、指定管理者が変更となった施設については、指定管理者の交代による課題等を探るため、抽出の対象とした。
- イ 同種の施設の場合は、地域のバランス、過去の監査の状況等を考慮して施設を抽出した。なお、
- ・平成23年度指定管理者監査（定期監査）の対象となっている施設及び指定管理者
 - ・平成23年度より非公募から公募となり、指定管理者が変更となった施設
- については、それぞれ重複を避けること及び指定管理初年度であることから、抽出の対象とはしなかった。

(2) 非公募により指定管理者を選定した施設

市の外郭団体以外が管理しているものの中から施設を抽出した。

〔監査の対象施設〕

所管課		指定管理者	施設名（施設数）	指定期間（平成）	選定方法	選定理由
市民局	市民公益活動推進課	㈱アーバンデザイン コンサルタント	福岡市 NPO/ボランティア交流センター(1)	21年度～ 25年度	公募	(1)ーア
	文化振興課	特定非営利活動法人 福岡パフォーミング アーツプロジェクト	福岡市祇園音楽・演劇 練習場(1)	21年度～ 25年度	公募	(1)ーイ
	スポーツ振興課	Camp Rising Sun in 今宿	福岡市立今宿野外活 動センター(1)	21年度～ 25年度	公募	(1)ーイ
		ミズノグループ	博多体育館・南体育館 (2)	21年度～ 23年度	公募	(1)ーア
		(財)福岡市体育協会	総合西市民プール(1)	21年度～ 23年度	公募	(1)ーイ
		西鉄ビルマネージメ ント㈱	城南市民プール・早良 市民プール(2)	21年度～ 23年度	公募	(1)ーア
	こども 未来局	こども家庭 課	特定非営利活動法人 しんぐるまざあず・ ふぉーらむ・福岡	福岡市立母子福祉セ ンター(1)	23年度～ 27年度	公募
体験・交流推 進課		(社福)福岡市保育協 会	福岡市立中央児童会 館(1)	21年度～ 23年度	非公募	(2)

保健福祉局	地域福祉課 ／高齢者施策推進課	㈱福岡ケアサービス	福岡市立老人福祉センター（福寿園）(1)	21年度～ 25年度	公募	(1)－イ
	障がい者施設支援課	(社)野の花学園	福岡市立障がい者生活・就労支援施設（ふよう学園）(1)	22年度～ 26年度	公募	(1)－ア
経済振興局	観光振興課	㈱チャンネルワークス	博多町家ふるさと館(1)	21年度～ 25年度	公募	(1)－ア
農林水産局	農業振興課	(一社)福岡市乳牛育成協会	福岡市油山牧場・背振牧場(2)	23年度～ 25年度	非公募	(2)
住宅都市局	公園管理課	㈱福岡植木	楽水園(1)	23年度～ 27年度	公募	(1)－ア
		㈱環境開発	小戸公園及び生の松原海岸森林公園(2)	23年度～ 27年度	公募	(1)－イ
		アオバパークメンテナンスグループ	青葉公園(1)	23年度～ 27年度	公募	(1)－イ
道路下水道局	道路管理課	㈱駅レンタカー九州	福岡市営駐車場（博多駅）(1)	21年度～ 23年度	公募	(1)－ア
		九電工グループ	福岡市営駐車場（築港）(1)	21年度～ 23年度	公募	(1)－ア
		藤崎バスターミナルJV	福岡市営藤崎バス乗継ターミナル(1)	21年度～ 23年度	公募	(1)－イ
博多区※	自転車対策・生活環境課	(社)シルバー人材センター	福岡市自転車駐車場（博多区）(9)	23年度～ 27年度	公募	(1)－イ
		㈱駅レンタカー九州	福岡市自転車駐車場（博多駅）(8)	23年度～ 27年度	公募	(1)－イ
中央区※	維持管理課	西鉄ビルマネージメント㈱	福岡市自転車駐車場（天神）(5)	23年度～ 27年度	公募	(1)－イ
港湾局	港湾管理課	特定非営利活動法人福岡セーリング協会	福岡市立ヨットハーバー(1)	21年度～ 25年度	公募	(1)－イ
		博多港国際旅客ターミナル運営共同事業体	博多港国際ターミナル(1)	21年度～ 25年度	公募	(1)－ア
計	15課	23指定管理者 (延べ数)	(46施設)			

※博多区・中央区の自転車駐車場については、募集～選定業務は道路下水道局道路管理課が行っている。

第7 指定管理者制度に係る概要

1 指定管理者制度の創設の目的

指定管理者制度は、「多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ること」を目的として、平成15年の地方自治法改正により、創設された制度である。

公の施設は、市民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するために設置されている施設であるが、公の施設の目的を効果的に達成するために必要があると認められるときは、法人その他の団体を指定し、公の施設の管理を行わせることができることとなった。これにより、委託先が地方公共団体が2分の1以上出資している法人や公共団体などに限られていた公の施設の「管理委託制度」が廃止され、民間事業者や特定非営利活動法人（NPO法人）等を含む幅広い団体を対象とする「指定管理者制度」が創設され、地方自治法上、平成18年9月までに、自治体の直営方式か指定管理者制度による管理方式のいずれかを選択しなければならないこととなった。

[関係法令]

- ・ 地方自治法第244条

普通地方公共団体は、市民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

- ・ 地方自治法第244条の2第3項

普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例で定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

2 本市における指定管理者制度導入の経緯

本市では平成15年6月のこの地方自治法の改正を受けて、指定管理者制度の導入を目的に「福岡市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する要綱」が平成16年2月に制定され、それを受けて、平成17年5月に、制度導入に際しての基本的事項や留意事項を示した「指定管理者の指定の手續きに関するガイドライン」が策定されている。

そして、まず平成16年度に「福岡市きらめき通り自転車駐車場」1施設が指定管理者制度に移行されたことを皮切りに、平成18年度以降、急速に指定管理者制度への移行が進み、平成23年度現在、372施設が指定管理者により管理され、既に指定管理期間が2巡目に入った施設も存在する状況になっている。

3 指定管理者の選定について

指定管理者制度においては、幅広く事業者の参入を促しサービスの向上を目指す趣旨から、選定にあたっては原則公募によることとされた。公募を行わない場合については、以下の理由に該当する場合に限定されている。

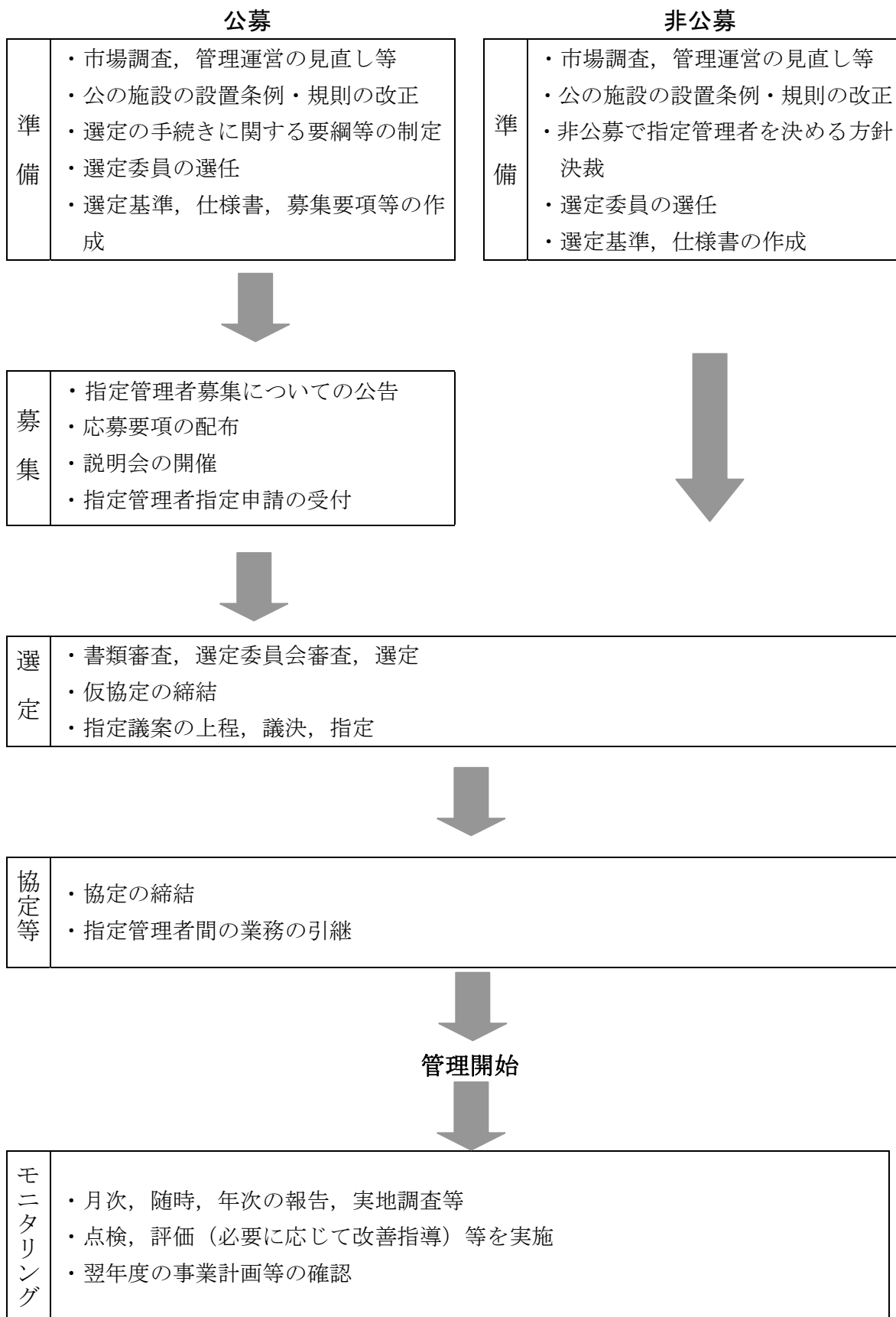
また、公募・非公募にかかわらず、選定にあたっては、公平性、透明性を確保するため選定委員会を設けて選定することとされている。

[公募によらない手続きが認められる場合]

- ・ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「P F I 法」という。）の活用による長期契約を前提とした事業方式等により公の施設を設置し、設置後一定の期間指定管理者の役割を担うべき者が当該契約により限定されている場合
- ・ 公の施設を民間施設の中に又はこれに接続して設ける場合であって、当該民間施設の管理と一体的に公の施設を管理することが、施設の構造上又は経済的観点から明らかに合理的なとき
- ・ 施設の管理上緊急に指定管理者を指定する必要がある場合
- ・ その他特別な事情があると市長が認める場合

4 制度運用の流れ

運用の流れについては、以下のとおりである。



第8 監査結果

今回、公の施設の指定管理者制度に係る業務全般について監査を実施した結果、指定管理者制度に係る業務について、把握した事実及び改善・検討が望まれる事項は、次のとおりであり、特に将来的にリスクにつながる可能性があるものについて、意見を述べるものである。

なお、それぞれ個別の事実を見ると、そのほとんどが抽出した施設のうち多くの施設で発生しており、同様の事実が他の施設においても発生しているものと推察される。指定管理を行っている全ての公の施設の所管局においては、本報告書に基づいて指定管理業務を検証し、改善・検討が必要なものについては真摯に対処されたい。

1 指定管理者の選定

(1) 選定委員会の審議について

[把握した事実]

ガイドラインによれば、指定管理者を公募する場合、その候補者選考等を行うための機関（選定委員会）を設けることとし、募集要項や選定の基準などについて、客観性・透明性を確保するため、選定委員会による審議を経て定めるよう努めることとなっている。

しかしながら、選定委員会の審議を経ないで募集要項及び採点基準が決定されているものがあつた。

[意見]

募集要項及び採点基準については選定委員会による審議を経た後に公募を行うようにされたい。

(こども未来局こども家庭課)

(2) 暴力団排除について

[把握した事実]

平成22年度から、福岡市暴力団排除条例に基づき、福岡市暴力団排除事務処理マニュアルが定められており、福岡市の事務又は事業から暴力団を排除する措置を講ずるため、契約の締結等を行おうとする場合は、警察への照会を行うこととされている。ガイドラインによれば、暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者が指定管理事業者として参入することがないよう、応募の段階から排除しなければならないとされている。

しかしながら、同年度以降に募集を行ったもののなかで、警察への照会が行われていないものがあつた。

[意見]

市の業務を委任され公の施設を管理する指定管理者については、暴力団排除

は、特に重要と考えられる。暴力団排除を行うため、警察への照会を徹底されたい。

(市民局スポーツ振興課)
(道路下水道局道路管理課)

各所管課に対する周知を徹底するため、「福岡市暴力団排除事務処理マニュアル」に定められた対応方法等を、具体的にガイドラインに明示されたい。

(総務企画局行政改革課)

2 業務内容の明確化

(1) 備品の管理について

[把握した事実]

指定管理業務における備品管理については、以下のような不適切な事例が見受けられた。とりわけ指定管理者の交代の際には備品の引継ぎが重要な事項であり、個々の備品の帰属の問題など備品管理における課題が顕在化しスムーズに引継ぎが行われない原因の一つになっていた。備品管理については正確を期しておく必要がある。

[指定管理開始時]

- ・ 施設で使用されていた備品（指定管理者が持ち込んだ物を除く）と所管課の備品台帳が相違していた。

(こども未来局こども家庭課，体験・交流推進課)

(道路下水道局道路管理課)

(博多区自転車対策・生活環境課)

(中央区維持管理課)

(港湾局港湾管理課)

[指定管理期間中]

- ・ 指定管理者が行った市の備品の取得，廃棄について，手続きが定められておらず，市の備品の増減及び現状を把握していない所管課があった。

(こども未来局こども家庭課)

(経済振興局観光振興課)

(道路下水道局道路管理課)

(博多区自転車対策・生活環境課)

(中央区維持管理課)

(港湾局港湾管理課)

- ・ 市の備品以外に，前管理者が持ち込んだままになっている備品，現管理者が持ち込んだ備品，施設に寄付された備品が使用されているが，所管課がその状況を把握していなかった。

(市民局市民公益活動推進課，文化振興課，スポーツ振興課)
(こども未来局こども家庭課，体験・交流推進課)
(保健福祉局地域福祉課)
(経済振興局観光振興課)
(農林水産局農業振興課)
(住宅都市局公園管理課)
(道路下水道局道路管理課)
(博多区自転車対策・生活環境課)
(中央区維持管理課)
(港湾局港湾管理課)

[指定管理期間完了後]

- ・ 指定管理者が指定管理料で購入した備品の指定期間終了後の帰属に関して、協定書等に規定されていなかった。

(こども未来局こども家庭課)
(経済振興局観光振興課)
(住宅都市局公園管理課)
(道路下水道局道路管理課)
(博多区自転車対策・生活環境課)
(中央区維持管理課)
(港湾局港湾管理課)

[意見]

指定管理業務における備品管理の重要性を十分に考慮し、管理運営及び市民の利用に支障がないよう、正確な備品管理を行われたい。

(上記所管課)

指定管理業務における備品管理の重要性を十分に考慮し、備品の帰属先、指定管理期間中の備品の購入、調達、廃棄等備品の管理のあり方について、市の備品の取扱を定めている会計規則を踏まえた上で協定書に明確に記載し、管理を徹底するよう、ガイドラインに明記されたい。

(総務企画局行政改革課)

(2) 指定管理者の文書等の管理について

[把握した事実]

ガイドラインに示されている基本協定書(例)によると指定管理者が公の施設の管理運営のため作成した文書は管理運営の状況把握、確認に重要なものであるため、適正な管理保存が求められるが、指定管理者に対して保存管理すべき文書の範囲や期間等についての指示が行われていなかった。そのため、指定

管理者が書類の廃棄時期がわからないまま長期間保管している事例や、指定管理者交代後も前指定管理者が文書を引継がないまま保管している事例があった。

[意見]

指定管理者が管理すべき文書について、市の公文書規程に準じて管理や保存方法等を協定書等に明記するようガイドラインに定められたい。

(総務企画局行政改革課)

(3) 施設の維持補修について

[把握した事実]

公の施設の維持補修は、最終的には市が責任をもって行うものであるが、軽微な修繕は指定管理者が実施するように協定書等で定められているものがあった。

しかしながら、「軽微な修繕」の範囲が明確に定められていないため、客観的に判断ができずに市と指定管理者の責任区分が不明確になっているものがあった。

また、軽微な修繕の1件当たりの修繕費の上限が定められるなど範囲が定められている場合でも、その総額の上限が定められていないため、結果として指定管理者の修繕料の負担の上限が不明確となっているものがあった。

[意見]

軽微な修繕の範囲が明確にされていないことにより、結果的に必要な修繕が行われないことがないよう、あらかじめ市と指定管理者との間で負担の範囲・程度等を協定書で可能な限り具体的に定めるよう検討されたい。

(農林水産局農業振興課)

(道路下水道局道路管理課)

(港湾局港湾管理課)

施設の修繕は、事前に予測したもの以外にも発生することがあり、実費精算方式を取り入れている施設については、必要な修繕が先送りされてしまうおそれがある。適切な修繕が行われないことが重大な事故等につながりかねないという、公の施設における維持補修の重要性を考慮し、市と指定管理者の費用負担を含め修繕に係る仕組みを関係局と協議し検討されたい。

(総務企画局行政改革課)

(4) 指定管理者の交代に伴う引継ぎについて

[把握した事実]

指定管理者が変更となる場合、施設利用者へのサービスの継続性の確保は極

めて重要であり、適切な引継ぎが行われるべきであるが、一部の施設で新旧の指定管理者の交代に伴う引継ぎがスムーズに行われていなかった。

ガイドラインに示されている基本協定書（例）には、「指定管理者は管理運営業務が円滑に執行されるよう、市又は後任の指定管理者と管理運営業務の引継ぎ等を行わなければならない」とされており、所管課は引継ぎが適切に行われるよう主体的に関わりをもって新旧の指定管理者を指導する必要がある。

[意見]

指定管理者の交代時に所管課は新旧の指定管理者にまかせるのではなく、主体的に関わりをもって円滑な引継ぎが行われるよう指導されたい。

(市民局市民公益活動推進課，スポーツ振興課)

(道路下水道局道路管理課)

3 業務の進行管理

指定管理業務の再々委託について

[把握した事実]

ガイドラインによれば、指定管理業務の一部や専門的な業務（警備，設備機器の保守点検等）に関しては、市の承認を受けた上で第三者に業務を委託（再委託）できると定められている。しかしながら、施設によっては、委託（再委託）が行われた後、さらに一部の専門的な業務（警備，設備機器の保守点検等）について再委託（再々委託）が行われているという実態が見られた。ガイドラインには、再々委託については何も記載されていなかった。

[意見]

再々委託に関して、あり方を含め取扱等について検討され、ガイドラインに明示されたい。

(総務企画局行政改革課)

4 業務実績の評価

(1) 実地調査について

[把握した事実]

日常の管理運営の状況を把握することを目的として、ガイドラインには実地調査について以下のことが記載されている。

- ・ 指定管理者とあらかじめ日程を調整した上で行う定期調査
- ・ 利用者から苦情，要望等が寄せられたときに必要に応じて行う随時調査
- ・ 少なくとも3ヶ月に1回以上は，市職員が実地に赴くこと
- ・ 定期調査においては，指定管理者から提出された月次報告書等の内容を踏まえながら，管理業務が協定書，仕様書等に基づき適正かつ確実に履行されているかどうか調査・確認を行う。その際，必要に応じて指定管理者に対し，

業務日誌，経理関係帳簿等の提出を求めたり，口頭による説明を受けたりするなどして，管理業務の実施状況を詳細に把握するよう努める

以上のように定められているにもかかわらず，多数の施設を所管する課では，各施設を定期的に訪問することが困難な状況にあり，実地調査が十分に行われていなかった。

[意見]

日常の管理運営の状況を把握するには実地調査は重要であることから，実施を徹底されたい。

(市民局スポーツ振興課)

(博多区自転車対策・生活環境課)

(2) 所管課が行う評価について

[把握した事実]

ガイドラインによると所管課は指定管理者に対し改善のための指導，助言を行うとともに，次期の指定に向けて，公募条件，管理手法，リスク分担等の見直しを行うことにより，指定管理者制度のより効果的，安定的な運用を図るため，指定管理者による公の施設の管理運営の状況に関しデータを収集し，その評価を行うことが必要であるとされている。

しかしながら，所管課における評価を行っていないところがあった。

[意見]

指定管理者による公の施設の管理運営のより効果的，安定的な運用を図るため，適宜適切な評価を徹底されたい。

(博多区自転車対策・生活環境課)

(中央区維持管理課)

(3) 指定管理者の財務諸表について

[把握した事実]

ガイドラインによれば，指定管理者が安定的，継続的に公の施設の管理運営業務を実施できる状況にあるかどうかを判断するため，毎年度指定管理者から財務諸表を提出させることとされているが，一部において提出を義務づけていなかったり，義務づけていても提出がなされていない事例が見受けられた。

[意見]

財務諸表を通じて指定管理者が安定的，継続的に公の施設の管理運営業務を実施できる状況にあるかどうか，所管課において確認する必要があることから財務諸表の提出を求めているものであり，全国的に見ると指定管理者の財務状況の悪化により，指定管理を続けられなくなった指定管理者が出てきている。

指定管理者から財務諸表の提出を受けられるよう徹底されたい。

(こども未来局こども家庭課)

(経済振興局観光振興課)

(住宅都市局公園管理課)

(港湾局港湾管理課)

【監査委員の意見】

指定管理者制度が、本市行政において既に重要な役割を担っている中において、一段と厳しさを増している行財政の現状や多様化・高度化している市民ニーズに的確に対応し、市民満足度を高めるためには、今後、なお一層の工夫や改善を行いながら指定管理者制度の推進がなされなければならない。そのためには、行政と指定管理者が一体となった事業推進が達成されることが前提であり、常に市民のニーズを意識した運営が必要である。

「指定管理者に対する指導監督体制」をテーマとした今回の監査で把握・確認された運用面での実態や具体的課題は、前述の監査結果に記載の通りである。今後は、監査結果を踏まえた適正な事務執行に一層努められたい。

とりわけ、指定管理者の業務実態を判断するための実績評価や当該管理者を含む法人の経営状況を把握するための財務諸表の確認のほか、暴力団排除の徹底などについては、本制度の安定的・継続的な管理運営の根幹に係わるものである。しかしながら、一部の施設においてはこうした基本的事項が実施されていない状況が認められたことは遺憾であり、速やかに是正に向けて取り組まれたい。

また、将来的に本制度が市民ニーズ(施設利用者)に的確に対応し、制度運営の改善が図られるために必要と考えられる事項について、地方自治法第 199 条第 10 項の規定に基づき、前述「第 8 監査結果」に記載した監査の結果に関する報告に添えて、意見を提出するものである。

(1) 情報交換の強化

本制度を効果的・効率的に運用するためには、事業の実施主体である指定管理者と行政(施設所管課等)が密接な連携の下、事業の円滑化に取り組む必要がある。このため、常時、事業の進行状況を把握・確認することが重要であり、定期的な情報交換の場に加え随時の情報交換の場の設定を行うなど情報交換の場を確立し、認識を共有して、相互の直面する課題・問題の解決をはじめ将来展望を踏まえた取り組みが必要である。

(2) 業務遂行状況の的確な把握・確認

事業の実施主体は民間事業者等であるが、本制度は民間事業者のノウハウ等を最大限に活かした運用により市民(施設利用者)へのサービスの最大化を図ることを目指したものである。

このためには、管理主体である行政は、施設に赴くなど運用の状況を定期的に把握し、直面する課題・問題に必要な助言・指導を行うことが求められる。

しかし、事業遂行状況の的確な把握については、必ずしも十分ではないことが市民へのサービス提供に影響していると考えられることから、的確な状況把握等のための基準や手法の整備に取り組まれることを要望する。

(3) ガイドラインの充実

指定管理業務の目的達成のためには当該制度の当事者である所管課の対応のみでは不十分であり、制度全般の運用に係るガイドラインが果たす役割は極めて重要である。しかし、実情としてガイドラインに定める対応方針が抽象化されているため所管課において必ずしも円滑な運用ができていない面が見受けられた。

ガイドラインの担当課と所管課が緊密に連携し、ガイドラインの内容の充実を図っていただきたい。

(4) 本制度及び当該事業の習熟度向上

本制度はいまだ未成熟の制度であるが、その目的や仕組み等とともに当該事業についてこれまでの運用実態、経験等の学習によりその導入目的である民間事業者のノウハウを最大限導き出し、市民サービスの向上を目指すことが必要である。

しかしながら、現状では研修等の実施は行われているものの、十分とは言えない状況にある。従って、所管課においては、研修を実施するとともに指定管理者との情報交換等より管理運営の実態を学習し、また、制度所管課はガイドラインの周知を図り、本制度の理解を深めるための職員養成が必要である。

(5) 推進体制の整備

指定管理者が行う業務の遂行状況を的確に把握し、指定管理者に必要な指導・助言を行うことができる職員を育成するとともに、当該職員に対し常に支援することのできる組織体制等の整備が必要であるが、現状では、必ずしも十分でない状況がみられる。

とりわけ、多くの施設を管理している部署の指定管理業務については、多大な事務量への対応に苦慮している現状がみられた。

このため、制度を健全に運営していくためにも研修等の実施、組織としての業務支援の方策や経験ある職員配置への一定の配慮など効果的な取組みを行うよう要望する。

(6) さらなる指定管理者制度の改善に向けて

指定管理者の努力による施設利用者の増加やサービスの質の向上が行われても、指定管理料には反映されない。より良い指定管理業務を実現するためには、利用者を増加させる等成果を上げれば指定管理料に反映する仕組みや次回を選定の際の評価ポイントが高くなるといったような、良好な管理を行った指定管理者が報われるインセンティブ制度を検討されたい。

【資料】指定管理者が管理している施設の概況（平成23年4月1日現在）

(1) 局別施設数

区分		公募により 選定した 施設数	非公募で 選定した 施設数	合計	備考（主な施設）
局	課				
市民局	公民館支援課	3	0	3	
	市民公益活動推進課	1	0	1	
	文化振興課	3	2	5	
	事業推進課	1	0	1	
	スポーツ振興課	17	1	18	体育館 10 施設 プール 7 施設
子ども未来局	体験・交流推進課	0	1	1	
	子ども発達支援課	0	4	4	
	子ども家庭課	1	0	1	
	保育課	0	1	1	
保健福祉局	地域医療課	0	9	9	診療所 9 施設
	保健予防課	0	1	1	
	地域福祉課	8	0	8	
	障がい者施設支援課	6	8	14	障がい者施設 14 施設
	生活衛生課	0	1	1	
環境局	家庭ごみ対策課	1	0	1	
経済振興局	科学技術振興課	1	0	1	
	振興課	1	0	1	
	集客企画課	0	2	2	
	観光振興課	1	0	1	
農林水産局	農業政策課	4	0	4	
	農業振興課	0	2	2	
	漁港課	0	1	1	
住宅都市局	住宅管理課	0	180	180	市営住宅 180 施設 ※
	公園管理課	13	2	15	公園等 15 施設
道路下水道局	道路管理課	87	2	89	駐輪場 84 施設
港湾局	港湾管理課	4	1	5	
消防局	予防課	0	1	1	
教育委員会	生涯学習課	0	1	1	
合計		152	220	372	

※公営住宅は管理代行制度と併用

(2) 種類別施設数

区分	公募により 選定した 施設数	非公募で 選定した 施設数	合計	備考 (主な内訳)
レクリエーション・ スポーツ施設	22	3	25	体育館 10 施設 プール 7 施設
産業振興施設	2	2	4	
基盤施設	99	188	287	市営住宅 180 施設 駐輪場 84 施設
文教施設	6	2	8	地域交流センター3 施設
社会福祉施設	15	24	39	障がい者施設 14 施設 診療所 9 施設
その他	8	1	9	
合計	152	220	372	

(3) 指定管理者種別毎管理施設数

区分	公募により 選定した 施設数	非公募で 選定した 施設数	合計	率	備考
株式会社	55	5	60	16.1%	
財団法人	11	7	18	4.8%	
公益財団法人	0	2	2	0.5%	
一般財団法人	1	0	1	0.3%	
社会福祉法人	12	15	27	7.3%	
社団法人	68	7	75	20.2%	駐輪場 68 施設
一般社団法人	0	2	2	0.5%	
特定非営利活動法人	4	0	4	1.1%	
協同組合	1	1	2	0.5%	
公社	0	180	180	48.4%	市営住宅 180 施設
委員会	0	1	1	0.3%	
合計	152	220	372	100.0%	

※共同事業体は、代表団体によって分類

(4) 指定管理者数

区分	公募により 選定した 指定管理者数	非公募で 選定した 指定管理者数	合計	率	備考
株式会社	32	5	36	52.9%	※公募と非公募で 1団体重複
財団法人	3	6	7	10.3%	※公募と非公募で 2団体重複
公益財団法人	0	1	1	1.5%	
一般財団法人	1	0	1	1.5%	
社会福祉法人	8	3	11	16.2%	
社団法人	1	2	3	4.4%	
一般社団法人	0	1	1	1.5%	
特定非営利活動法人	4	0	4	5.9%	
協同組合	1	1	2	2.9%	
公社	0	1	1	1.5%	
委員会	0	1	1	1.5%	
合計	50	21	68	100.0%	

※共同事業体は、代表団体によって分類

(5) 指定管理者により管理されている施設数の推移

区分	公募により 選定した 施設数	非公募で 選定した 施設数	合計
H16.4.1	0	1	1
H17.4.1	36	1	37
H18.4.1	108	249	357
H19.4.1	112	250	362
H20.4.1	114	252	366
H21.4.1	131	236	367
H22.4.1	135	235	370
H23.4.1	152	220	372